



介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業所指定更新説明会

①指定事業所サービスについて

平成29年12月11日 日進市健康福祉部



日進市の高齢化等について



【統計数值】

平成29年11月1日時点

総人口:89,487名

高齢者人口:17,678名、高齢化率:19.8%

①前期高齢者:9,321名(10.4%)、②後期高齢者:8,357名(9.3%)

【要介護等認定者数】※第2号被保険者含む

区分	人数	構成比
事業対象者	112名	4.0%
要支援1	418名	15.0%
要支援2	470名	16.9%
小計	1,000名	35.9%
要介護1	521名	18.7%
要介護2	437名	15.7%
要介護3	290名	10.4%
要介護4	282名	10.1%
要介護5	259名	9.3%
小計	1,789名	64.1%
合計	2,789名	100.0%

【総合事業対象者】

区分	人数	移行率
事業対象者	112名	_
要支援1	418名	100.0%
要支援2	470名	100.0%
合計	1,000名	_

<全ての方が新制度(総合事業)への移行済み> 【要支援1・2】

- •新規(平成28年10月1日以降申請分)
- ・更新(平成28年10月更新分より順次移行)※全ての要支援者は更新済み

【事業対象者】

•新規(平成28年10月1日以降申請分)



介護予防・生活支援サービス事業について (サービス実施状況)



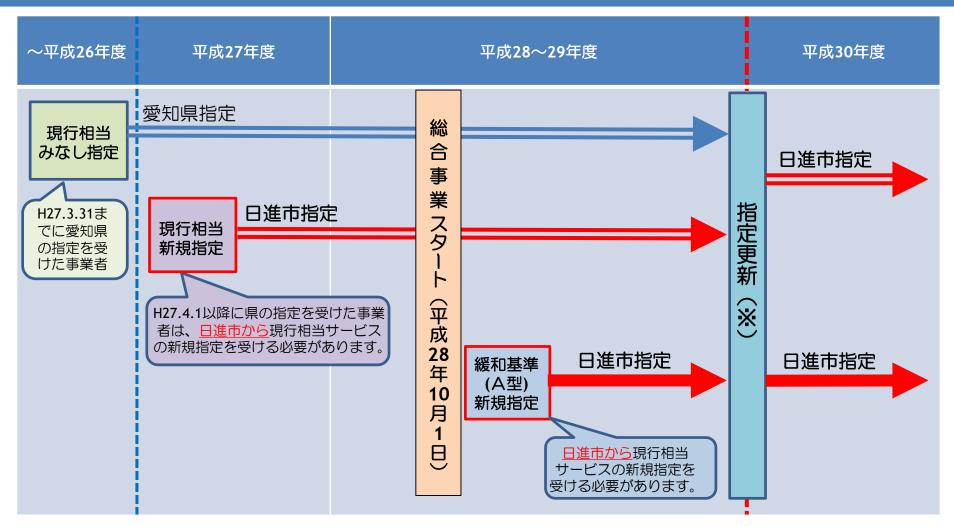
	類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
	予防訪問介護相当サービス (現行相当サービス)	平成28年10月から	指定事業者 (みなし指定・新規指定)	事業者指定
訪問型サ	<u>訪問型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	平成28年10月から	指定事業者 (新規指定)	事業者指定
型サービス	訪問型サービスB (住民主体による支援)	検討中	_	_
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	検討中	_	_
	訪問型サービスD (移動支援)	検討中	_	_

	類型	実施時期	サービス提供者	実施方法
\Z	介護予防通所介護相当サービス (現行相当サービス)	平成28年10月から	指定事業者 (みなし指定・新規指定)	事業者指定
通所型サ	<u>通所型サービスA</u> (緩和した基準によるサービス)	平成28年10月から	指定事業者 (新規指定)	事業者指定
ソービス	通所型サービスB (住民主体による支援)	検討中	_	_
	通所型サービスC (短期集中予防サービス)	平成28年10月から	委託事業者	委託



指定事業所サービスに係る指定状況について (現行サービス・A型サービス)





※日進市では新規指定サービスに係る指定期限を、一律で平成30年3月31日までとしています。



①-1:指定訪問型サービスの位置付け



現行の訪問介護相当(12領域)

【①身体介護】

- ・入浴の介助
- ・排泄の介助 (便器の使用介助やおむつ交換など)
- 食事の介助
- ・着替えの介助
- 清拭(せいしき 体を拭くこと)
- 身体整容(洗顔・歯磨き)
- 体位变换介助
- ・起床や就寝の介助
- ・移動の介助
- 外出介助
- ・服薬介助(薬を飲ませること)

【②生活援助】

- 掃除
- 洗濯
- ベッドメイク
- ・ 衣服の整理
- ・被服の補修
- 一般的な調理、配下膳
- 買い物
- ・薬の受け取り

※<u>介護保険法に規定される生活援助項目のみ</u> 【参考】

訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について (老計第10号平成12年3月17日)

この部分を、専門職(へ

ルパー) 以外で代替でき

る体制を整備する。

訪問型サービスA (②領域)



①-2:指定訪問型サービスの基準等(概要)



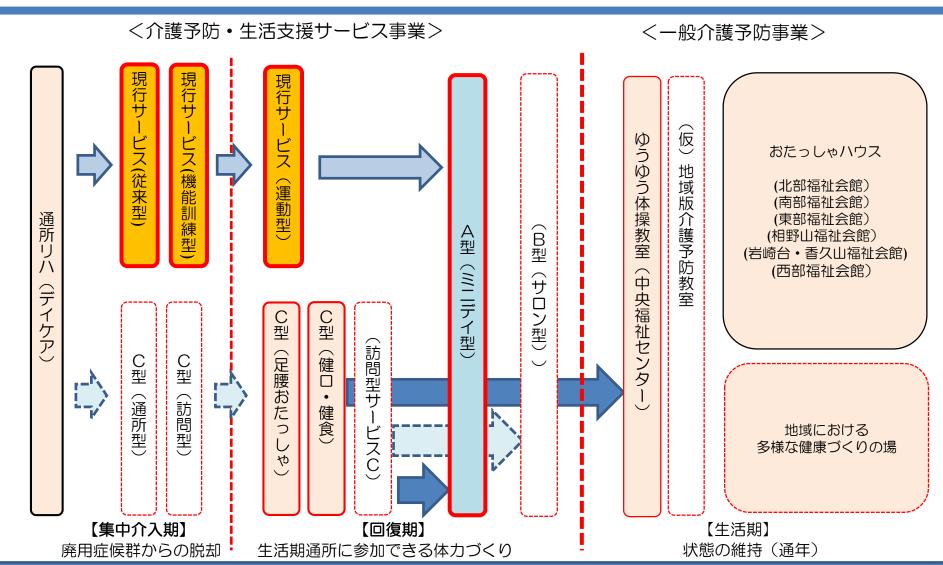
類型	予防訪問介護相当サービス	訪問型サービスA	
	要支援者・基本チェックリスト対象者		
サービス対象者	・既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者・医療的配慮が必要な者等	左記以外の者	
提供するサービス	身体介護+生活援助	介護保険法に規定される生活援助項目 (※代行サービスではない)	
サービス提供	ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定)	ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定)	
報酬単価等	現行の介護予防訪問介護と同額予定 ※原則、回数単価による請求	現行と同額予定 ※回数単価による請求	
 ◆管理者(常勤・専従1以上) ◆サービス提供責任者(常勤の訪問介護員等のうち、利用者40人に1人以上) ⇒介護福祉士、実務者研修修了者、3年以上介護等の業務に従事した介護職員初任者研修等修了者 ◆訪問介護員等(常勤換算2.5以上) ⇒介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者※介護予防訪問介護と同様 		◆管理者(※専従1以上) ◆訪問事業責任者(必要数) ◆従事者(必要数) →左記②に加え、市が認める一定研修受講者等 ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可	
設備	事業の運営に必要な広さを有する占有の区画および 必要な設備、備品	同左	

※報酬単価については、今後示される国基準に応じて設定します。



②-1:指定通所型サービスの位置付け





②-2:指定通所型サービスの指定基準等(概要)



類型	予防通所介護相当サービス	通所型サービスA	
	要支援者・基本チェックリスト対象者		
サービス対象者	既にサービス利用をしており、サービス利用の継続が必要と認められる者医療的配慮が必要な者等	左記以外の者	
提供するサービス	日常生活上の支援・機能訓練	ミニデイサービス・運動等	
サービス提供	ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定)	ケアマネジメント等に基づき決定 (様態に応じ利用回数等設定)	
報酬単価等	<u>現行の介護予防通所介護と同額予定</u> ※原則、回数単価による請求	現行と同額予定 ※回数単価による請求	
人員	◆管理者(※常勤・専従1以上) ◆生活相談員(専従1以上) ◆看護職員(※専従1以上) ◆介護職員(15人未満:専従1以上) (15以上:利用者1人に専従0.2以上) ◆機能訓練指導員(1以上) ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可	◆①管理者(※専従1以上) ◆従事者(15人未満:専従1以上) (15人以上~:利用者1人に必要数) ※支障がない場合、同一敷地の他の職務との兼務可	
設備	・食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員)・静養室、相談室、事務室・消化設備その他非常災害に必要な設備・必要なその他の設備・備品	サービスを提供するために必要な場所 (3㎡×利用定員)必要な設備・備品	

※報酬単価については、今後示される国基準に応じて設定します。